○法務省告示第六十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年二月五日法務省告示第四十八号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第三号中「平成十九年二月五日」を「平成二十二年二月五日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年二月五日から施行する。

○法務省告示第六十二号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年二月五日法務省告示第四十九号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第二号の表中「株式会社アーバンテック」、「有限会社メリットコーポレーション」、「梅野興業株式会社」、「有限会社水神建設」、「ジャパン・エンヂニアリング株式会社」、「田谷ミートセンター株式会社」及び「電機樹脂株式会社」の項を削る。

第三号中「平成十九年二月五日」を「平成二十二年二月五日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年二月五日から施行する。

○法務省告示第六十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年二月八日法務省告示第六十一号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第三号中「平成十九年二月八日」を「平成二十二年二月八日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年二月八日から施行する。

○法務省告示第六十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年四月二十三日法務省告示第百六十九号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第三号中「平成十九年四月二十三日」を「平成二十二年四月二十三日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月二十三日から施行する。

○法務省告示第六十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年四月二十三日法務省告示第百七十一号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第三号中「平成十九年四月二十三日」を「平成二十二年四月二十三日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月二十三日から施行する。

○法務省告示第六十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年四月二十三日法務省告示第百七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第三号中「平成十九年四月二十三日」を「平成二十二年四月二十三日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月二十三日から施行する。

○法務省告示第六十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年四月二十三日法務省告示第百七十三号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第三号中「平成十九年四月二十三日」を「平成二十二年四月二十三日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月二十三日から施行する。

○法務省告示第六十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年四月二十三日法務省告示第百七十四号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第三号中「平成十九年四月二十三日」を「平成二十二年四月二十三日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月二十三日から施行する。

○法務省告示第六十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年四月二十三日法務省告示第百七十五号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第三号中「平成十九年四月二十三日」を「平成二十二年四月二十三日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年四月二十三日から施行する。

○法務省告示第七十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の研修の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第六号の二の規定に基づき、平成十九年五月二十三日法務省告示第二百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

第三号中「平成十九年五月二十三日」を「平成二十二年五月二十三日」に改める。

附　則

この告示は、平成二十二年五月二十三日から施行する。

○法務省告示第七十一号

外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法（昭和六十一年法律第六十六号）第七条の規定に基づき、次の者に対し、アメリカ合衆国ハワイ州を原資格国として外国法事務弁護士となる資格を承認した。

平成二十二年二月一日

法務大臣　千葉　景子

氏　　名　ローレンス・グレゴリー・カーター

生年月日　千九百六十九年一月十六日

国　　籍　アメリカ合衆国

○外務省告示第三十五号

平成二十二年一月十八日にブジュンブラで、ブルンジ共和国における小児感染症予防計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換が国際連合児童基金との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　ブルンジ共和国における小児感染症予防計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　一億二千四百万円

3　署名者

日　　本　側　岩谷滋雄在ブルンジ大使

国際連合児童基金側　グロリア・コッツァ在ブルンジ事務所代表

平成二十二年二月一日

外務大臣　岡田　克也

○外務省告示第三十六号

平成二十二年一月十八日にブジュンブラで、太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画のための贈与に関する次の概要の書簡の交換がブルンジ共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　太陽光を活用したクリーンエネルギー導入計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入

2　贈与額　五億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十三年一月三十一日まで

4　署名者

日　本　側　岩谷滋雄在ブルンジ大使

ブルンジ側　オーギュスタン・ンサンゼ外務・国際協力大臣

平成二十二年二月一日

外務大臣　岡田　克也